

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議  
会長 高岸 聡子

1 骨子（案）について

番号	項目	意見
4	支援に関わる団体機関等	<p>・女性への支援にあたっては、生活保護制度、住宅施策、高齢社福祉、障害者福祉、児童福祉、保健行政等の所管部局や事業所の関わりが不可欠であり、その多くを市町村が担っている。</p> <p>「女性相談支援センターや女性相談支援員が、市町村等の関係部局と連携を取る」という形をとるのではなく、市町村を支援の主体として位置付けることが必要である。</p>
5	(1)アウトリーチ	<p>・アウトリーチは、若年被害女性等支援事業においては、夜間見回りなど、早期発見の手法を指しているが、本来は、家庭訪問など、相談機関から外に出向いての支援全般をも指す用語である。アウトリーチを早期発見に限定した取り組みとして定義するのではなく、長期的・継続的な関わり（例えば、グループホームに入居をした後や施設からアパートへ移行をした後のアフターケアなど）も含むものとして位置付けることにより、長期的な支援に資するサービス・社会資源を増やす方向を示すことができるのではないか。</p>
5	(2)居場所の提供 (6)生活の場を共にすることによる支援	<p>・支援を要する女性は、安心して生活できる場を必要としている場合も多いが、社会資源が圧倒的に不足している。「生活の場を共にすることによる支援」として、入所施設を提示するだけではなく、見守りのある生活の場（例えば、女性向けシェアハウスやグループホームなど）を社会資源として増やしていく視点を盛り込むことが必要である。</p> <p>・「居場所の提供」は、早期発見の次に位置していることから、公的な支援につながるまでの一時的なつなぎの場として想定されていることが考えられるが、緊急的に利用できる宿泊場所やシェルターとしての「居場所」だけではなく、一定期間安心して生活できる場としての「居場所」が必要であり、民間団体への補助等により、こうした資源を増やしていく方向を盛り込んでいただきたい。</p>

## 2 論点について

頁	項目	意見
3	(対象者) ●性自認が女性であるトランスジェンダー・・・	・「・・・を丁寧に聞き取り」を「・・・を踏まえ」に修正してほしい。
5	(市町村の役割) ●市町村は、支援対象者にとって・・・  ●また、法第8条第3項の・・・	・6行目「必要な場合は適切に都道府県につなぐ」を「必要な場合は都道府県と連携・協働して支援を行う」に修正してほしい。 (都道府県の)一時保護につなげるまでが市町村の役割であるかのような表現になっているが、実際には市町村が支援元として一時保護解除後の自立支援の役割を担っているため。 ・市町村の「福祉事務所」の役割・機能が支援には不可欠であるため、言及してほしい。
5	3 支援の基本的な考え方 ●困難な問題を抱える女性への支援は・・・	・3行目の「アウトリーチによる発見から」を削除してほしい。 支援対象者が支援(一時保護)につながる経路として、年齢層を問わず多いのが警察による保護であり、行政や民間団体によるアウトリーチにあえて限定する必要はないため。
6	3 支援の基本的な考え方 ⑥支援に関わる者は・・・	・「正当な理由なく～個人の情報を漏らしてはならない」を、「個人情報について適切に取り扱うものとする。また、関係機関が連携して支援を行う場合には、個人の情報について共有することが必要となるため、共有する情報の取扱いについてルール化することが望ましい」に修正する。 各種の機関が連携・協働して支援を行うことが想定されており、必要な情報の共有とその取扱いについて規定し、ルールとして共有する必要があるため。
6	4 支援に関わる機関・団体等 (2) 女性相談支援員 ●市町村の女性相談支援員は、・・・ ●都道府県の女性相談支援員は、・・・	・女性相談支援員(現: 婦人相談員)は各自治体によって設置状況や担っている役割が大きく異なっている。「市町村」、「都道府県」の括りでの役割付けは現状と大きく相違しており、各自治体が混乱しかねない。都道府県の場合、電話相談の専従者や直接には支援対象者と関わらない業務を担う者もあり、ここに記載されている役割は主に担当職員が行うことが多い。 (修正案) ・基本方針に女性相談支援員の項を設けるのであれば、行政の継続性の観点からも、現行の「婦人保護事業実施要領(S38.3.19 厚生省発社第34号)第三2婦人相談員(1)～(6)」(※)のような内容を置くこととしてはどうか。
7	(2) 女性相談支援員 ●また、女性相談支援員の任用にあたっては・・・	・後段の「非常勤職員であることを理由に」した業務上の支障について配慮を求める部分は、削除してほしい。 (理由)

		各自治体による女性相談支援員の配置状況や担当業務によっても事情が異なり、最終的に各自治体が組織運営上の観点から判断すべきところであり、基本方針に規定するのは相応しくないとと思われるため。
7	<p>(3) 女性自立支援施設</p> <p>●女性自立支援施設への入所決定は・・・</p> <p>(●項目追加)</p> <p>●女性自立支援施設への・・・</p>	<p>・1行目、8行目「女性自立支援センター」は「女性相談支援センター」の誤記と思われる。</p> <p>・施設において自立に向けた支援を行うにあたり、施設の次の生活の場も視野に、市町村・都道府県が長期的に関わっていくことや、必要に応じて(入所前に支援を行っていた団体・機関を含め)外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましいことについて、追加してほしい。</p> <p>・細かい手続き的な内容まで言及してあり、基本方針の内容としては違和感があるため、「入所決定に際しては支援対象者本人の意思や意向を十分確認すること」「支援の経過を十分に把握すること」などを方向性として示すにとどめるよう修正し、「当該支援の提供主体と～継続的に確認する必要がある」までを削除してほしい。</p>
8	<p>(3) 女性自立支援施設</p> <p>●女性相談支援センターにおける・・・</p>	<p>・全国一律に一時保護を行うことなく入所措置決定すべき旨を基本方針において規定することは適当ではないため、削除してほしい。</p>
8	<p>(4) 民間団体等</p> <p>●困難な問題を抱える女性に対し、訪問や巡回・・・</p>	<p>・前段で、民間団体との連携例を列挙している部分「訪問や巡回、・・・関係する機関への同行など」の中に「一時保護の受託」を加えてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>現状において、民間団体との連携で最も大きいのが、一時保護委託やその後の生活支援(母子生活支援施設など)、地域での連絡会議等による情報共有や職員相互の研修等であり、現行の連携も引き続き重要であるため。</p>

※「婦人保護事業実施要領 (S38.3.19 厚生省発社第 34 号)

### 第三 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置等

#### 2 婦人相談員

- (1) 都道府県は、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の婦人相談員を設置しなければならないこと。
- (2) 市は、売春防止法第三十五条第二項の規定により婦人相談員の設置については任意とされているが、社会環境上その設置を必要とする市にあっては、これを必ず設置するよう指導すること。

- (3) 婦人相談員を設置する場合は、人格高潔で社会的信望があり、かつ、その業務を行うに必要な熱意と識見をもつ真に活動力のある者の中からこれを任命すること。
- (4) 都道府県の婦人相談員は、原則として、婦人相談所長の指揮監督を受け、市の婦人相談員は原則として、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。
- (5) 婦人相談員は、原則として、社会環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所において、その業務を行うものとする。
- (6) 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、必要に応じ、二以上の福祉事務所の所管区域を担当することができるものとする。